

令和 2 年度 沼津市総合計画審議会部会の進め方等について

1 部会の役割等

- ・ 沼津市総合計画審議会条例第 7 条に基づき設置。
- ・ 総合計画基本計画（案）について、担当項目を専門的に議論する。
- ・ 部会で出された意見は、全体会等でまとめ、最終的に答申文に反映される。

部会名	テーマ	担当項目
① 元気・健康 部会	市民参画、福祉、 教育、スポーツ、 芸術文化、健康	基本計画 第 3 章 分野別まちづくりの方向性 柱 1：自分らしいライフスタイルを実現できるまち 柱 5：安心して子どもを産み育てられるまち 柱 6：笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち
② 産業・観光 部会	産業振興、観光 振興、移住	基本計画 第 3 章 分野別まちづくりの方向性 柱 3：力強い産業を牽引するまち 柱 4：地域の宝を活かすまち
③ 快適・安心 部会	基盤整備、安全 安心、環境	基本計画 第 3 章 分野別まちづくりの方向性 柱 2：ヒト中心で都市的魅力にあふれるまち 柱 7：安全・安心のまち 柱 8：環境と共生する持続可能なまち
合同 部会	総論部分	総合計画の構成など、全体に係る部分 はじめに（総合計画導入部分の本市の現状課題等） 基本計画 第 1 章 将来の総人口 第 2 章 施策の関連

2 部会の審議日程等

部会	日 程	会 場	審 議
合同部会	7/28（開催済）		総合計画の構成など
① 元気・健康 部会	① 8/28(10:00) ② 9/2（10:00）	市民文化センター 第 1 練習室	計 2 回の会議で、総合計画基本計画（案）の担当箇所について審議する。
② 産業・観光 部会	① 8/28（14:00） ② 9/9（10:00）	市民文化センター 第 1 練習室 市民文化センター 第 3 練習室	
③ 快適・安心 部会	① 8/31（14:00） ② 9/7（10:00）	市民文化センター 第 1 練習室	

3 総合計画審議会における全体の審議の流れ

●合同部会に基本計画策定を諮問し、総論部分を審議
(7月28日開催済)

●各部会で担当項目を審議(8月28日～9月9日)

9月26日・27日 …… R2地域別会議(ワークショップ)を開催し、市内を4地域に区分したまちづくりの方向性について案を確定

部会后～9月末

部会で出された意見を基に、総合計画(案)を修正
⇒ 部会長のもとで調整

10月12日
10:00～

●全体会(第1回)

- ・部会での意見、審議内容のまとめ
- ・基本計画全体についての修正意見等の確認

11月9日
10:00～

●起草委員会(合同部会委員)

- ・全体会での意見を踏まえた修正内容の確認
- ・答申文(案)作成

答申文(案)検討後、
各委員に文書等で意見照会して決定

11月19日
15:30～

市長への答申

パブリックコメント実施(11/下旬～12/下旬)

令和3年1月

基本計画の決定